

## 全体討論

パネラー：リラ・ムカジー

朱 明哲

マリア・ベトゥレム・カステラ・プジョルス

近江 吉明

司 会：山崎 耕一

**司会**：それでは、早速討論に入らせて頂きたいと思います。質問は報告なされた順番で受け付けたいと思います。ですから最初はムカジー先生に質問することになりますが、御報告の中でフランス革命のマイナス面を強調されました。それによるとフランス革命はフーコーの『監獄の誕生』、ジョージ・オーウェルの『1984年』で描き出された監視社会、監視国家の源流であるとされました。しかし、現在イギリスは世界一の監視カメラ国家であり、アメリカ合衆国は市民の隅々まで監視する国家になっております。フランス革命のみが監視国家の源流なのでしょうか。というのがムカジー先生への第一の質問になりますので、それにまずお答え頂きたいと思います。

**ムカジー**：もし可能でしたら、私は二つの質問をいっしょにお答えしても宜しいでしょうか。それとも最初の質問と分けてお答えした方がよろしいでしょうか。

**司会**：それではもうひとつの質問を同時に発表させて頂きたいと思います。ベルンシュタイン文庫所蔵の思想家の刊行物から、革命が創造しようとした新社会のイメージを慎重に、適切に引き出されたと思います。質問したいことはその革命が頂点を迎えたテルールの時期から総裁政府期、さらにはそのあとナポレオンの時代へと移り変わっていく中でその革命の変化とそれぞれの人々の革命に対するイメージ、新しい社会のイメージがどのように対応していくのか、それについてお聞きしたいということです。

**ムカジー**：山崎先生がおっしゃったように二つの質問にあわせてお答えしたいと思います。講演の中で申し上げましたが、監視社会の源流はフランス革命にその源泉が認められるのではないかとということなのですが、お話ししたかった点はフランス革命期は新しい社会ができつつある時期であったこと、そしてまず最初に国民としての意識ができあがるということです。そして共和暦の導入ですとか、教育ですとか、祝祭日の導入ですとか、いろいろなものを導入することで、これは公的な記憶のなかの要素としてどんどん入ってきたわけですから、これが必須であったというこ

とです。つまりこれらの道具立てがそろって初めて、この新しい社会が形成されつつあったというわけです。いわば青写真のようなかたちでフランス革命が見られた。そしてそれがベースになり、フランスのみならず世界各地の社会作りにつながりました。もちろんこういった手続きが行われると常に無秩序の時期が来るわけです。今申し上げたものがタイトルになっている、ベルンシュタイン文庫史料がありました。そこには悪夢からの目覚め、そして土をもっている人が目の前にいたこと、そして血の跡などの描写があったのです。つまりアンシャン・レジームや前の時代が血をもって復活するのを非常に恐れていたわけです。ですから恐怖の念があるということで、つまり正しい道筋を国民として辿って行かなくてはいけないということです。

二つの質問について申し上げたいと思います。第一の質問はフランスだけに監視国家の芽生えがあったかどうかということ、第二の質問はどういった形で人々の意識が変わってきたのかということでした。まず第一のご質問にたいする答えですが、これは個人的な見解なんですけれども、今アメリカやイギリスは監視国家になっている、あるいは監視国家になろうとしている。しかし、英米の場合はその起源をフランス革命に求めることはできないと思っています。やはり9・11の同時多発テロが影響しているわけです。ただ、この監視の要素というのは9・11以前からある程度あったということも言えるわけです。昨日もお話ししましたが、17世紀後半からフランスのみならず、すべてのヨーロッパ諸国において段々と監視国家が育成されつつあったというのは事実です。アメリカとイギリスの19世紀はおそらくフランスの19世紀とは違うと思います。自由主義や民主主義がイギリスではもちろんのこと、アメリカでも中心になったということです。しかしフランスの19世紀はこれとは対照的で、フランスの自由主義と民主主義は区別して考えなければいけない概念だと思っています。つまり、フランスではフランス革命を発端として自由主義および民主主義がでてきたということで結局すべての人が平等な権利をもった市民になれることはなかったわけです。

第二の質問にたいする答えですが、総裁政府期や統領政府期にさらに監視国家体制が強まったということなんですけれども、まさにその通りです。この傾向は1870年代まで続いたわけです。パリの地図の再生を見ても1870年以降もしくは1848年以降のパリの地図、これは作り直されています。これをみると、オスマンが作ったオスマン大通りなどができたわけです。どうしてこのような大通りを作ったかといいますと、もちろん馬に乗れるようにということです。そしてなにか反乱が起きたときに馬を駆り出して鎮圧できるように大通りを作ったわけです。ですから監視国家というのは別にある特定の時点にさかのぼれるということではないのです。つまり、革命の早期の段階から監視国家の芽生えはあったということです。パノプティコンのことを言いましたが、これはそのまま当時導入されたわけではないが、しかし19世紀までずっと続いていく潮流だったわけです。そしてフランス革命の終焉点を考えていかなければなりません。これは歴史学者が悩んでいる点です。フランス革命がいつ始まったかはわかっているけれども、ではいつ終わったのかということになると恐怖政治の前なのか後なのか、ナポレオンの政治体制まで含めるべきなのか、この辺はあまりまだ決まっていない点なのです。

**司会：**どうもありがとうございました。それでは二番目の朱先生の講演に対する質問です。議員

メルシエと議員ロベスピエールの政治行動の違いをもっと強調すべきではないでしょうか。メルシエは個人として行動しており、ロベスピエールはジャコバン・クラブなどの団体で行動していました。ですからメルシエのロベスピエールに対する批判はある意味では肯定できる面もありますが政治全体としての革命を考えてみるとメルシエの批判にはあたらぬ部分もあるのではないのでしょうか。その点について朱先生はいかがお考えでしょうか。

**朱：**とても重要な質問をしてくださってどうもありがとうございました。私が報告の最初に申し上げたように三種類の解釈が可能であります。私はメルシエに同意いたします。今質問してくださった方はロベスピエールの立場にお立ちなのかもしれません。私はパク大統領などの軍事政権の中で育ちました。ですから当時の恐怖の時代の政治状況が想像できます。メルシエは孤立していませんでした。彼はもちろんモンターニュ派やロベスピエールを批判しました。それについてまずテルミドールの直後の話であります。三種類の解釈が可能だと思います。エドモンド・バークやジョセフ・ド・メストルが言ったように、当時も革命を暴力だとして憎む人々がいました。そしてまた、もうひとつですがポストジャコバン派の言説です。モンターニュ派のメンバーでもこの恐怖の時代の口実といったものをいろいろ探しました。そしてひとつの解決を見つけたのです。それは状況があるからいいのではないかという言説です。つまり、権利が侵されている、テールのなかで人々が殺された。しかしこれは避けられなかったのであるということです。祖国フランスを救うためには仕方がない、例えばフェデラリストのような敵があった。ジロンド派やメルシエなどがいたから仕方がないではないかということでもあります。そして三つ目の解釈について申し上げたいと思います。メルシエはテルールの被害者でありました。私は状況が歴史を作るのではなく人間が歴史を作るのだと思います。人間が歴史を作る、そして人間がこの状況をも生み出すわけでありました。ロベスピエール、モンターニュ派は自分たちの目的のためにこの状況を利用したのです。私のテキストの中でも申し上げましたようにメルシエはジロンド派と親しく、広義のジロンド派であった。そして現在、過去というのは非常に批判的な関係を結んでいると思います。私自身、独裁政権を経験した共和国の市民として、私はロベスピエールやモンターニュ派とは、とても意見を共にすることはできません。私は教師であります。教師として私は学生に真の自由の価値、真の平等の価値、真の友愛の価値といったものを教えていきたいと思っております。歴史上の誰であろうとも、人々を意見が違うからといって刑務所へ入れることはできないと思っております。しかも根拠もなく、疑いだけで意見の違う人間を刑務所の中へ入れるということは歴史の中で許されるべきではないと思っております。

**司会：**ありがとうございました。それでは三番目のプジョルス先生への質問です。一つがベルンシュタイン文庫の史料を検討する中で外国、殊にフランスの近隣の国から由来する史料がベルンシュタイン文庫に入っているのを見かけたでしょうかという質問です。

**プジョルス：**ありません。ストラズブールに三つの史料があると思いますがそれ以外はないです。千点くらいの史料をあたりましたがありませんでした。

**司会：**ありがとうございます。もうひとつ質問があります。ベルンシュタインは1936年のモスクワ裁判を念頭に置いていたのでしょうか。フランス革命をなぞったロシア革命は裁判のカリカチュアを生みだし、言論の自由を抑圧しました。ベルンシュタイン文庫の貴重なものはモスクワ裁判の批判の意味もあったのではないのでしょうか。

**プジョルス：**大変面白い質問ありがとうございます。ただお返事はできません。ベルンシュタインがドキュメントを買ったときモスクワ裁判を念頭に置いたかどうかということはよくわかっておりませんので。

**司会：**簡潔なお答えどうもありがとうございます。近江先生には沢山の質問が寄せられております。最初に陳情書に関していくつかの質問があります。陳情書は最終的にはどういう経路で受け入れられ、そして政治に活かされたのでしょうか。それから各身分の陳情書でもっとも重点が置かれていた要求は何でしょうか。これは各身分によって違うと思いますが。

**近江：**ご質問ありがとうございます。大変大きなテーマのひとつだと思います。と言いますのも陳情書につきまして、陳情書一般として整理することが難しいからです。つまり地方ごとにあるいは地域によって陳情書の内容が変わっているからです。ただ一般論として次のようなことは言えると思います。陳情書がどのようにしてヴェルサイユにあげられ、そしてそれがその直後からの政治過程にどのように活かされていったのかという点につきましては、このように概説的に答えることができると思います。先ほどの報告のなかでも申し上げましたように各地方から身分ごとにまとめられてヴェルサイユにあげられた陳情書は最終的にヴェルサイユで身分ごとの要求としてまとめられたわけであります。そしてそのひとつである第三身分のものがこの専修大学ベルンシュタイン文庫にも入っていることが確認されたわけです。このような経路を経て後の政治過程に、代表者を通して各地域の政治的要求が反映されるというふうに見えるのが一般的だと思います。この点につきましては命令的委任という問題がありまして、各地域の代表は地域の人たちの政治的要求と異なることを全国三部会、後に憲法制定国民議会に変わりますが、その場で主張する、発言することができなかつたわけです。ということで陳情書でどのように彼らの要求がまとめられているのか、そしてそこを代表してヴェルサイユに来ている各代表議員がどれだけ重い任務を背負っているのかというのは、そうした事情からおわかり頂けると思います。次にふたつ目の問題ですけれど、各身分の陳情がどこに力点を置いてまとめられたのかという点です。これはまず次のような説明が必要だと思います。いわゆる第一次選挙集会時に作成された陳情書の内容、私は先ほどの報告でも申し上げましたように、バスノルマンディーのオルヌ県と今回のオート-ロワール県のル・ピュイ・アン・ヴレイ市、この二つの地域の陳情書を不十分ながら見ただけですが、そこから言えることは第一次選挙集会の陳情書の内容は、いわゆる一般的な意味で政治的要求というよりは日常生活の改善、税の軽減、不当な領主反動の現状への復帰、とりわけ大きい問題は共有権の確認でございました。森林用益権、放牧権、これを元に戻せという要求でした。こうしたことからおわかり頂けますように、農村教区の陳情書というのは絶対王政

をどうのこうのしろとか、自由をくれとか、そういう後のセネシャルあるいはバイイ管区全体でまとめられた陳情書に出てくるような表現は極端に言えば一言も無いということでした。ただ私でさえも二つの県の第一次選挙集会の史料を見るので精一杯なわけですから、これをフランス全体、当時のフランス王国全体の地域で見ていくのは非常に手間暇かかることだと思います。さて、そうした状況を考えたときに果たして各身分ごとにどこに重点を置いたのか、これも本質的に述べることは非常に難しいと思います。しかし、これも概説的に言えば、第三身分は基本的に自由、税を各身分が負担すること、そして投票は身分ごとではなく議員ごとに行う、そして今日のルピュイ市の陳情書を見てもお分かり頂けましたように、出版の自由であるとか、つまり、のちの第三身分の陳情書の要求として一般的に言われている要求項目が表れていた。それに比べて第一身分、第二身分は単純に言えばそうではなかった。もちろんこれも地域ごとの違いを詳しく見ていく必要があります。

**司会：**どうもありがとうございました。近江先生にはまだあと二つ質問があるのですが、ルピュイ市の第三身分陳情書の冒頭に三部会召集の理由を国家の再生としている箇所がありますが、当時国庫が破綻状況にあるということは何ほどの程度知られていたのでしょうか。それからまた当時、一般の人は自分たちの税が重くなるとか、国家財政の悪化を推測する能力はあったのでしょうか。

**近江：**お答えいたします。国庫が破綻状況になっているという問題は各地域の指導的役割を果たしているものがですね、これは今回の私の史料でいいますと陳情書関連史料として整理させて頂きましたが、この中に今ご質問にあったような点を詳しく整理し、述べているものが多数入っております。当時は噂として口頭での連絡がすばらしい機動力を持っておりました。ですから国庫の問題についても、今危ない状況だという情報は意外にいわゆる一般庶民の間に流布される、知られていたという風に少なくとも私は考えております。

**司会：**どうもありがとうございました。もうひとつ近江先生に質問がございます。陳情書の中に出てくるタイユ税20サンスというのはどのようなものだったのでしょうか。それからまたこうした当時の税はどのような形で徴収されていたのでしょうか。

**近江：**この問題も大事な問題のひとつだと思います。今回紹介させて頂きましたルピュイ市の第三身分の陳情書のなかにもありましたように、徴税の名目が極めて多様で複雑である、これをなんとか一本化してくれという要求が入っていました。ですから全体として、先ほどの質問にも最後の所にはありましたが、いわゆる重税感というのがありましたし、第一身分、第二身分には特権身分として課税されていないじゃないかという不満もありました。あるときには第一・第二身分に課税するということが特別税としてあったわけですが、二十分の一税ということが絶対王政期にあったわけですが、少なくとも革命直前にはなかった。第三身分だけが色々な形で負担している。それを一本化してくれという要求になるわけです。さて、多様な名目、形態の直接税、間接税を含めて税というのはあるわけですし、それはしっかり地域ごとに見ていかなければならない

わけですね。第一次選挙集会ではどの所領に属している住民であるかということまで見ていかな  
いといけません。隣の所領に住んでいる農村民とは違った負担を持つということもあり得るわけ  
であります。さて、そうした詳しい説明をすることはできませんけれども、いわゆるタイユ税、  
それから20サンスですけれども、この時期つまり、フランス革命前夜のタイユ税というのは、い  
わゆる直接税のスタイルであります。もっと言えば人頭税のようなものです。このタイユ税徴収  
に関しては地方三部会がこれに抵抗する場合がありますし、課税の仕方をめぐって地方三部会内  
で揉める場合も起こっていました。20サンスという税の項目ですが、サンスというのはこれは領  
主制地代と日本語では訳されているものです。つまり、ある農民が住んでいる共同体の農地に付  
属している上級所有権の所有者は誰かという問題であります。基本的にそれは世俗領主ないしは  
聖界領主であります。南フランスでは聖界領主が法的に荘園領主になっているケースが非常に  
多いと言われております。そうした領主は直接経営を現実にはしておりませんで、総借地農とい  
うかたちで在地の有力農民がその経営権を肩代わりする、管理を行うわけであります。しかし、  
いわゆる地主は領主権を代行してそのサンスを徴収するわけであります。その場合に領主反動の  
ひとつのあり方ですが、いろんな名目でサンスの税率を上げるということです。これは主に絶対  
王政期の戦争に突入しますと、どうしても課税せざるを得ませんから、20サンスというスタイル  
で倍にして課税するということが行われたわけであります。では、どの地域でも20サンスになる  
かというところではなくて、他の所ではバナリテという名目で、つまり使用強制税というかたち  
で極めて恣意的な臨時税として徴収されるということもあります。これは当然地域差があるわけ  
です。ちなみに税を徴収するのは税徴収人でありまして、彼らは特権的な権限として税徴収を請  
け負っております。国庫に納める税徴収に関しては絶対王政全体の税機構の中で考えていかな  
くはなりませんから、今の話とは違ったレベルで検討しなければなりませんのでこの辺にさせ  
て頂きます。

**司会：**ありがとうございました。ご報告者全員に対する質問が来ております。現代の思想状況が  
混迷しておりますが、そうした状況においてフランス革命を全体的に見た場合、その光、明るい  
面と影になる暗い面、特にそのマイナスの部分について先生方は現在の問題と絡めてどのように  
お考えでしょうか。簡単にコメントして頂ければと思います。ムカジー先生からコメントをいた  
だければと思います。

**ムカジー：**フランス革命を現代の世の中にどうやって活かしていくことができるのかということ  
については二点申し上げます。昨日も申し上げたように第一点は市民と公共の思想の再生という  
ことだと思います。それから第二点は現代の世の中にも十分通用することなのですが、監視社会  
がまた始まったということです。これは1789年まで遡ることができますし、ベンサムはパノプテ  
イコンのことを言いましたけれども、それ以外にもいろんなパンフレットがベルンシュタイン文  
庫に入っています。例えば昨日話したようにサン・クロワの文書では、気球に乗ってパリからブ  
ロヴァンスへ旅立ったわけであるけれども、彼は別にフランス人を罰しようと思って出発したわ  
けではないのに、二か月後にはベンサムの言ったところのパノプティコンみたいなものが実践さ

れるようになったわけです。そして非常に規律の厳しい社会になってしまったわけです。それから監視社会についても一言申し上げたいと思います。ちょっと言葉が抜けていたかなと思うのですが、つまり、フランスとイギリスの違いです。例えばフォーコーの『監獄の誕生』は、監視 (surveiller) という言葉が規律 (discipline) と英語に翻訳されたわけです。だから surveiller というのは、その監視のみならず規律という意味も英語で入るということです。今、サーヴェイランス (surveillance) を監視という風に言ってみると、人を見張るという意味になってしまうわけです。もちろんこの中には規律という要素も入るかもしれませんが、規律と監視の間にはちょっと違いがあるということを申し上げたかったのです。われわれはしばしば特定の文化的コンテクストを離れて理解しがちです。surveillanceは英語で言う場合には、かならずしも規律を意味しないということです。時間が無いので詳しく申し上げられませんが、監視社会というのはフランス革命から学べる一つの教訓だと思います。今の世の中にも通用するということです。ですから、これをどうやって回避することができるのか、もっと人間性に満ちた監視社会にならない方法を逆に学んでいかななくてはならないと思います。

**朱：**フランス革命は民主主義の実現のために非常に重要でありました。1789年以降すべてのフランス人は自分たちの運命を決定する手続きに参加することができました。確かにフランス革命には暗い面がある。これはもちろん恐怖政治のことです。しかし、ここでも繰り返しますが、フランス革命というものは必要でありました。我々の民主主義の発展のために非常に必要なひとつの段階でありました。だが、もちろんあのようなテールが起きたことは残念なことです。

**プジョルス：**難しい問題ですね。これに対するお返事は来年お答えしたいと思います。肯定的な面はお話することができますけれども、否定的な面というものはまだ考えていないといえますか、見ていないのです。この恐怖政治というものをよく考えなければいけないと思います。今、博士論文を書いておりますので、そういったテールの否定的な面というのをまだ考えておりません。来年2008年の7月に日本にまた来ると思いますので、その時にお答えしたいと思います。

**近江：**たしかに難しい問題であると同時に、しかし大変重要な検討点のひとつだと思います。今日の報告でちょっと紹介させて頂きましたが、新宿でのフランス革命のシンポジウムに400人も人が集まるという状況、この日本社会の状況、これを普遍化していいのかというのは議論のあるところですが、こういう現実があるわけです。日本社会では少なくともフランス革命およびその中で注目されてきた革命の理念、フランス革命が目指した様々な理念、これが今日の日本社会においてはまだまだ有効であるし、まだまだそのレベルに到達していないという現実があるという意味で、フランス革命のときにいろいろ考えられたデモクラシーを中心とする近代国民国家が持たなければならないであろう制度の面も含めた革命の光の部分がいまだに生きているという風に私は思っております。闇の部分ですが、それはどの時代でも、どのような歴史的事件においてもつきまとう問題でありますけれども、様々な誤りが生じたわけです。一番象徴的なところであれば、前のお三方が言われていましたように、自由と平等をどう両立させるかという問題だと

思います。平等を限りなく追究していきますと、事実としてフランス革命期においては最終的にはテルールということになります。そうしたところへ進んだわけであり。その自由と平等をバランス良く実現するということが、今日の課題のひとつであると私は思っております。そしてもうひとつの問題としては、中央と地方という問題があるだろうと思っております。他にもたくさんありますが、私が今一番関心を持っているのはそこです。つまり、革命中央政府が考えていることと、革命勃発期に地方の人たちが考えていたこととのなかには大きな認識のずれがあったと思います。中央の側が多くその理念を語り、宣伝し、それを高らかに謳いあげるとことはしていたと思うのですが、地方は地方なりにそれぞれの理念というものをまた持っているわけです。しかし、地方と中央でのずれが生じてきておりまして、私の研究上の守備範囲でいいますと、陳情書が作成されて全国三部会が数日遅れてヴェルサイユで開催されるのですが、彼らが要求し、陳情書の中に深い思いを込めて書き上げたものが全然活かされていない。我々の思うようにヴェルサイユは動かないじゃないかという挫折感みたいなものが逆に出てくるわけでありまして、地方ではジャクリーと言われるような農村地域を中心とした民衆蜂起が多発したわけです。都市部では食糧蜂起として出てくる場合もありますけれども、そこで彼らが願っていることと人権宣言を発布したり、あるいは封建的特権の廃止を叫ぶ革命政府の側では明らかに認識のずれがある。つまり地方の人たちが主観的に考えていたことと政府側がそれを主観的にであれ、客観的にであれ理解していることとの間にずれが生ずるということがいろんな場面で確認できます。それもいわば光と影でいえば、影、闇の部分だろうというふうに考えております。

**司会：**どうもありがとうございました。他にもたくさん質問が寄せられておりまして、そのなかには削ってしまうのが大変惜しいものも多いのですが、時間の関係もありまして、今回のこの討論で取り上げるのはそれぞれの先生の講演に直接関係あるものに限らせて頂きました。それからまた特に近江先生にたくさんの質問がありましたけれども、近江先生は日本にいらっしゃるのだからこれからもみなさま直接にお話しする機会があろうかと思ひまして、外国の先生への質問を優先させて頂きました。それではそろそろ時間ですので、これで二日間に渡りましたシンポジウムを終了させて頂きたいと思ひます。どうも二日間熱心に聞いてくださり、そして質問を寄せてくださいまして大変ありがとうございました。私からも感謝申し上げたいと思ひます。ではこれで二日間のシンポジウムを終わらせて頂きます。